

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

事業所 本社(厚木)
 対象期間 2023年度 (2023年04月～2024年03月)

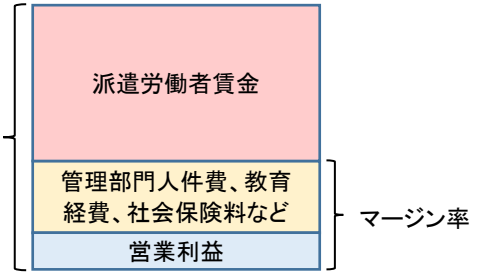
- 1 派遣労働者の数 115 人
 - 2 派遣先事業所数 61 件
 - 3 労働者派遣に関する料金の平均額 25,681 円
 (1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
 - 4 派遣労働者の賃金の平均額 15,085 円
 (1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 41.3 %

マージン率

(労働者派遣に関する料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額)÷労働者派遣に関する料金の平均額

マージンの内訳

- ・派遣労働者の雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料
 - ・会社運営費として管理部門の人件費、営業担当の人件費、営業所経費、採用経費
 - ・派遣労働者の教育経費
- 派遣料金 (売上)



5 派遣労働者のキャリア形成制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 人財部
 TEL:046-294-1065

<教育訓練>

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	488時間
能力向上訓練	採用後1年経過者の希望者	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間

<労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項>

使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2025年3月31日